

証券コード：9042

阪急阪神ホールディングス株式会社

第188回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2026年6月18日（木曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）



場所

梅田芸術劇場 メインホール

大阪市北区茶屋町19番1号

（末尾ご案内図ご参照）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
11名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に
対する株式報酬制度改定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

証券コード9042
2026年5月28日

株 主 各 位

大阪府池田市栄町1番1号
（本社事務所
大阪市北区芝田一丁目16番1号）
阪急阪神ホールディングス株式会社
代表取締役社長 嶋田 泰夫

第188回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、第188回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/stock/meetings.html>



株主総会資料
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9042/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス) ※

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※ 当社名又は当社証券コード「9042」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご確認のうえ、インターネット又は郵送により議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月18日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市北区茶屋町19番1号
梅田芸術劇場 メインホール（末尾ご案内図ご参照）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第188期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第188期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度改定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- ◎ 書面交付請求をされた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、当該書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、事業報告の「主要な借入先」「財産及び損益の状況」「主要な事業内容並びに主要な営業所及び従業員の状況」「会社の株式に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、記載しておりません。従いまして、当該書面に記載の事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会・会計監査人が監査した対象書類の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項を修正する必要がある場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記のインターネット上の各ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 議決権行使を代理人（本総会において議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。）に委任する場合は、代理人が、代理権を証明する書類（委任状）並びに委任者及び代理人の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。

議決権の行使等についてのご案内

インターネットによる 議決権行使のご案内

議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年6月17日（水曜日）**
午後**5時50分**入力完了分まで

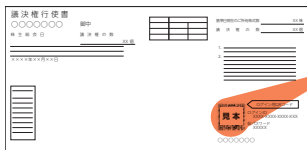
- ・毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。
- ・インターネット接続料金・通信料金等は、株主様のご負担となります。

QRコードを用いて 行使する方法



- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



※議決権行使書副票はイメージです。

議決権行使書副票に記載されたログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

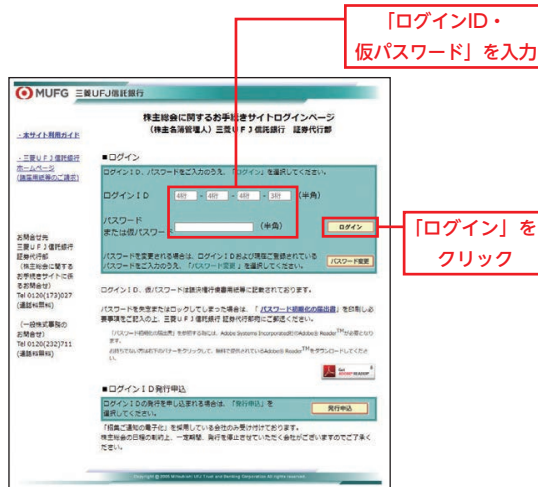


ログインID・仮パスワードを 入力して行使する方法



- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（受付時間／9:00～21:00、通話料無料）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、事前のご利用申込みをいただくことにより、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

郵送による 議決権行使のご案内

行使期限 **2026年6月17日（水曜日）**
午後**5時50分**到着分まで



同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
第7号議案			

第2号議案 第3号議案

- 賛成する場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案 第3号議案

- 全員に賛成する場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員に反対する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合
→ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらを切り取ってご返送ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合や、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会に 出席する方法

開催日時 **2026年6月18日（木曜日）午前10時**
開催場所 **梅田芸術劇場 メインホール**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。

- 当日ご出席の場合は、インターネット又は郵送による議決権行使のお手続はいずれも不要です。



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社グループは、財務の健全性を踏まえたうえで、中長期的な成長を目指した投資と、資本効率の向上を意識した株主還元に努めております。

株主還元については、2025～2030年度の6年間累計で総還元性向を50%以上とすることで、年間配当金の下限を1株当たり100円とする安定的な配当の実施と、キャッシュフローの状況や株価動向等を勘案して、2030年度末までの間で機動的な自己株式の取得に取り組むことを基本方針としており、当社の当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

※ 総還元性向…親会社株主に帰属する当期純利益に対する年間配当金総額と自己株式取得額の合計額の割合

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額 119億4,577万950円

※ なお、中間配当金として1株につき50円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき100円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月19日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）全員（10名）が任期満了となります。

つきましては、取締役会構成の多様化を図り、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、取締役を1名増員し計11名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会はずべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位
1	嶋田泰夫 再任 男性	代表取締役社長 グループCEO
2	久須勇介 再任 男性	代表取締役副社長
3	上田靖 再任 男性	取締役
4	遠藤典子 再任 社外 独立 女性	社外取締役
5	鶴由貴 再任 社外 独立 女性	社外取締役
6	小林充佳 再任 社外 独立 男性	社外取締役
7	宮原幸一郎 再任 社外 独立 男性	社外取締役
8	島谷能成 再任 男性	取締役
9	荒木直也 再任 男性	取締役
10	福井康樹 再任 男性	取締役
11	増田睦子 新任 社外 独立 女性	—

候補者番号

1

しま だ やす お
嶋田 泰夫 (1964年7月21日生) **男性**

再任

所有する当社株式の数

35,497株

うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数
27,316株

取締役会出席数

11/11回

略歴及び地位

1988年 4月 阪急電鉄株式会社入社
 2019年 4月 同 取締役
 2021年 4月 同 常務取締役
 2022年 4月 同 代表取締役社長 (現在)
 2022年 6月 当社代表取締役副社長
 2023年 3月 同 代表取締役社長
 2024年12月 同 代表取締役社長 グループCEO
 (現在)

重要な兼職の状況

阪急電鉄株式会社代表取締役社長
 阪神電気鉄道株式会社取締役
 阪急阪神不動産株式会社取締役
 東宝株式会社取締役
 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役

●候補者とした理由

代表取締役社長 グループCEOとして当社グループの経営を担うなど、豊富な経験と実績を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き候補者いたしました。

候補者番号

2

く す ゆう すけ
久須 勇介 (1961年6月17日生) **男性**

再任

所有する当社株式の数

32,600株

うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数
20,281株

取締役会出席数

11/11回

略歴及び地位

1984年 4月 阪神電気鉄道株式会社入社
 2013年 4月 同 取締役
 2017年12月 同 常務取締役
 2018年 4月 阪急阪神不動産株式会社
 代表取締役副社長
 2020年 4月 阪神電気鉄道株式会社専務取締役
 2023年 4月 同 代表取締役社長 (現在)
 2023年 6月 当社代表取締役副社長 (現在)

重要な兼職の状況

阪神電気鉄道株式会社代表取締役社長
 阪急電鉄株式会社取締役
 阪急阪神不動産株式会社取締役
 株式会社阪急交通社取締役
 株式会社阪急阪神エクスプレス取締役
 神姫バス株式会社社外取締役

●候補者とした理由

代表取締役副社長として当社グループの経営に携わるとともに、当社グループの中核会社である阪神電気鉄道株式会社において代表取締役社長として同社の経営を担うなど、豊富な経験と実績を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き候補者いたしました。

候補者番号

3

うえだ
上田

やすし
靖 (1964年7月5日生)

男性

再任



略歴及び地位

1988年 4月 阪急電鉄株式会社入社
2021年 4月 同 取締役
2023年 4月 同 常務取締役
2025年 6月 当社取締役 (現在)
2026年 4月 阪急電鉄株式会社上席常務取締役 (現在)

重要な兼職の状況

阪急電鉄株式会社上席常務取締役

所有する当社株式の数

13,150株

うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数
8,245株

取締役会出席数

9/9回

●候補者とした理由

当社や当社グループの中核会社である阪急電鉄株式会社において、主に経営企画部門や人事部門を担当するなど、豊富な経験と実績を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き候補者といたしました。

候補者番号

4

えんどう のりこ
遠藤 典子 (1968年5月6日生)

女性

再任

社外取締役

独立役員



略歴及び地位

1994年 6月 株式会社ダイヤモンド社入社
2013年 9月 東京大学政策ビジョン研究センター
客員研究員
2015年 4月 慶應義塾大学特任教授
2019年 6月 当社取締役 (現在)
2024年 4月 早稲田大学研究院教授 (現在)

重要な兼職の状況

早稲田大学研究院教授
株式会社アインホールディングス社外取締役
ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社
社外取締役
NTT株式会社社外取締役

所有する当社株式の数

2,390株

取締役会出席数

11/11回

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

公共政策や環境・エネルギー分野の研究を通じて培った豊富な経験・知見を有しており、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図っていただくことが期待できるため、引き続き候補者といたしました。また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、7年であります。

候補者番号

5

つる ゆ き
鶴 由 貴 (1969年5月16日生) 女性

再任 社外取締役 独立役員



所有する当社株式の数
1,988株

取締役会出席数
11/11回

略歴及び地位

2000年 4月 弁護士（現在）
2016年 4月 一橋大学監事
2020年 6月 当社取締役（現在）

重要な兼職の状況

弁護士
杉本商事株式会社社外取締役
AREホールディングス株式会社社外取締役監査等委員

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

現在、弁護士として活躍されており、特にコンプライアンスの観点から当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図っていただくことが期待できるため、引き続き候補者といたしました。また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、6年であります。

候補者番号

6

こ ばやし みつ よし
小 林 充 佳 (1957年11月3日生) 男性

再任 社外取締役 独立役員



所有する当社株式の数
1,061株

取締役会出席数
11/11回

略歴及び地位

1982年 4月 日本電信電話公社入社
2018年 6月 西日本電信電話株式会社
代表取締役社長
2021年 6月 同 代表取締役社長 社長執行役員
2022年 6月 当社取締役（現在）
2022年 6月 NTT西日本株式会社相談役（現在）

重要な兼職の状況

NTT西日本株式会社相談役
セーレン株式会社社外取締役
住友生命保険相互会社社外取締役

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

西日本電信電話株式会社の代表取締役を務められ、経営者としての豊富な経験・視点と実績を有しており、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図っていただくことが期待できるため、引き続き候補者といたしました。また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、4年であります。

候補者番号

7

みや はら こういちろう

宮原 幸一郎 (1957年3月10日生)

男性

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
210株

取締役会出席数
9/9回

略歴及び地位

1979年 4月 電源開発株式会社入社
1988年 4月 東京証券取引所入所
2015年 6月 株式会社東京証券取引所代表取締役社長
2020年 6月 株式会社日本取引所グループ取締役兼
代表執行役グループCo-CEO
2022年 4月 株式会社JPX総研代表取締役社長
2023年 6月 株式会社日本取引所グループ取締役
2025年 4月 株式会社JPX総研参与
2025年 6月 当社取締役 (現在)

重要な兼職の状況

株式会社宝塚歌劇団取締役

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

株式会社日本取引所グループの取締役 兼 代表執行役グループ Co-CEOや株式会社JPX総研の代表取締役社長を務められ、経営者としての豊富な経験と実績に加え、金融・資本市場に関する高い知見を有しており、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図っていただくことが期待できるため、引き続き候補者いたしました。また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、1年であります。

候補者番号

8

しま たに よし しげ

島谷 能成 (1952年3月5日生)

男性

再任



所有する当社株式の数
6,537株

取締役会出席数
11/11回

略歴及び地位

1975年 4月 東宝株式会社入社
2011年 5月 同 代表取締役社長
2015年 6月 当社取締役 (現在)
2021年 5月 東宝株式会社代表取締役社長
社長執行役員
2022年 5月 同 代表取締役会長 (現在)

重要な兼職の状況

東宝株式会社代表取締役会長
株式会社東京會館社外取締役

●候補者とした理由

東宝株式会社の代表取締役を務めるなど、豊富な経験と実績を有しており、阪急阪神東宝グループの連携強化の観点から様々な意見、提言等を行うことにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き候補者いたしました。

候補者番号

9

あら き なお や
荒木 直也 (1957年5月14日生) **男性**

再任



所有する当社株式の数
4,424株

取締役会出席数
11/11回

略歴及び地位

1981年 4月 株式会社阪急百貨店入社
2012年 3月 株式会社阪急阪神百貨店
代表取締役社長
2012年 6月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表取締役
2017年 6月 当社取締役 (現在)
2020年 4月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表取締役社長 (現在)
2020年 4月 株式会社阪急阪神百貨店
代表取締役会長 (現在)

重要な兼職の状況

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社代表取締役社長
株式会社阪急阪神百貨店代表取締役会長

●候補者とした理由

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験と実績を有しており、阪急阪神東宝グループの連携強化の観点から様々な意見、提言等を行うことにより、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き候補者いたしました。

候補者番号

10

ふく い やす き
福井 康樹 (1962年8月21日生) **男性**

再任



所有する当社株式の数
10,839株

うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数
8,000株

取締役会出席数
9/9回

略歴及び地位

1988年 4月 阪急電鉄株式会社入社
2018年 4月 阪急阪神不動産株式会社取締役
2019年 4月 同 常務取締役
2022年 4月 同 専務取締役
2024年 4月 同 代表取締役社長
2025年 4月 同 代表取締役社長執行役員 (現在)
2025年 6月 当社取締役 (現在)

重要な兼職の状況

阪急阪神不動産株式会社代表取締役社長執行役員

●候補者とした理由

当社グループの中核会社である阪急阪神不動産株式会社において代表取締役社長執行役員として同社の経営を担うなど、豊富な経験と実績を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き候補者いたしました。

候補者番号

11

ます だ ちか こ
増田 睦子 (1980年5月7日生) 女性

新任 社外取締役 独立役員



所有する当社株式の数
0株

取締役会出席数
—

略歴及び地位

2003年 4月 カエルム有限会社入社
2005年 4月 LVJグループ株式会社入社
2007年 9月 一般社団法人日本心血管
インターベンション治療学会広報部長
2016年 6月 一般社団法人行政情報システム研究所
調査普及部主任研究員
2018年 4月 同 主席研究員 (現在)
2021年11月 デジタル庁
Head of Intelligence Research (現在)

重要な兼職の状況

デジタル庁Head of Intelligence Research
一般社団法人行政情報システム研究所調査普及部
主席研究員
ケンブリッジ大学Judge Business School
客員研究員

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

デジタル庁等におけるデジタル政策やデザインマネジメントの研究や海外に向けた政策動向の広報活動を通じて培った豊富な経験・知見を有しており、当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図っていただくことが期待できるため、新たに候補者といたしました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 遠藤典子氏の戸籍上の氏名は、辻廣典子であります。
3. 鶴由貴氏の戸籍上の氏名は、伊丹由貴であります。
4. 各候補者の所有する当社株式の数（2026年3月末現在）には、当社グループの中核会社を含む株式報酬制度に基づき、退任後に交付予定の株式の数を内数として含めて記載しております。
5. 遠藤典子氏、鶴由貴氏、小林充佳氏、宮原幸一郎氏及び増田睦子氏は、社外取締役候補者であります。
6. 宮原幸一郎氏は現在、当社の特定関係事業者（子会社）であります株式会社宝塚歌劇団の業務執行者でない役員（取締役）であります。
7. 当社は、東京証券取引所に対し、遠藤典子氏、鶴由貴氏、小林充佳氏、宮原幸一郎氏及び増田睦子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、5氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準（当社ウェブサイト（<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/corporate/data/>）に掲載しております。）を満たしております。
8. 宮原幸一郎氏が、過去に代表取締役を務めていた株式会社東京証券取引所と当社との間には取引関係がありますが、直近事業年度におけるその額は、双方の年間連結総売上上の1%未満であります。
9. 当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、遠藤典子氏、鶴由貴氏、小林充佳氏、宮原幸一郎氏、島谷能成氏及び荒木直也氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。6氏の選任が承認された場合、当社は、6氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
10. 当社は、増田睦子氏の選任が承認されることを条件として、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役を含む被保険者の業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者の各氏の選任が承認された場合、各氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
12. 阪急電鉄株式会社は、2005年4月1日に会社分割を行い、鉄道事業その他のすべての営業を阪急電鉄分割準備株式会社（同日付で阪急電鉄株式会社に商号変更）に承継するとともに、商号を阪急ホールディングス株式会社に変更しております。また、阪急ホールディングス株式会社は、阪神電気鉄道株式会社との経営統合に伴い、2006年10月1日に、商号を阪急阪神ホールディングス株式会社に変更しております。
13. 西日本電信電話株式会社は、2025年7月1日に、商号をNTT西日本株式会社に変更しております。
14. 株式会社阪急百貨店は、2007年10月1日に会社分割を行い、新たに設立した株式会社阪急百貨店に百貨店事業を承継するとともに、商号をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に変更しております。また、新たに設立した株式会社阪急百貨店は、2008年10月1日に株式会社阪神百貨店と合併し、商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位
1	橋 本 一 範 再任 男性	取締役監査等委員（常勤）
2	高 橋 裕 子 再任 社外 独立 女性	社外取締役監査等委員
3	甲 斐 行 夫 新任 社外 独立 男性	—

候補者番号

1

はし もと かず のり
橋本 一範 (1960年12月22日生) **男性**

再任



略歴及び地位

1983年 4 月 阪神電気鉄道株式会社入社
2011年 4 月 同 取締役
2016年 4 月 同 常務取締役
2017年 6 月 当社執行役員
2021年 9 月 阪神電気鉄道株式会社常任監査役 (現在)
2024年 6 月 当社取締役監査等委員 (常勤) (現在)

重要な兼職の状況

阪神電気鉄道株式会社常任監査役

所有する当社株式の数

10,291株

取締役会出席数

11/11回

●候補者とした理由

当社グループの中核会社である阪神電気鉄道株式会社の常任監査役等を歴任し、当社グループの財務やリスクマネジメントに携わるなど、豊富な経験と実績を有しているほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社グループの経営に対する監査・監督機能を強化することが期待できるため、引き続き候補者いたしました。

候補者番号

2

たか はし ゆう こ
高橋 裕子 (1954年2月26日生) **女性**

再任

社外取締役

独立役員



略歴及び地位

1978年 5 月 京都大学医学部附属病院医員
1986年 9 月 社会保険大和郡山総合病院内科医長
1994年 4 月 大和高田市立病院内科医長
2001年 6 月 京都大学医学部附属病院
禁煙外来担当医 (現在)
2002年 4 月 奈良女子大学保健管理センター教授
2003年 4 月 同 大学院人間文化研究科教授
2007年 4 月 国立病院機構京都医療センター
臨床研究センター客員室長
2016年 5 月 京都大学大学院医学研究科特任教授
2022年 6 月 当社取締役監査等委員 (現在)

重要な兼職の状況

医師

所有する当社株式の数

2,911株

取締役会出席数

11/11回

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

社会健康医学の研究や臨床を通じて培った豊富な経験・知見を有しており、特に健康経営の推進の観点から監査等委員会監査の実効性及び効率性を確保していただくことが期待できるため、引き続き候補者いたしました。また、当社社外取締役に就任してから本総会最終の時までの在任期間は、4年であります。

候補者番号

3

か い ゆき お
甲斐 行夫 (1959年9月26日生)

男性

新任

社外取締役

独立役員



略歴及び地位

1984年 4 月 検事任官
2017年 9 月 東京地方検察庁検事正
2019年 9 月 高松高等検察庁検事長
2020年 6 月 福岡高等検察庁検事長
2021年 7 月 東京高等検察庁検事長
2022年 6 月 検事総長
2024年10月 弁護士（現在）
2025年 6 月 阪急電鉄株式会社監査役（現在）

重要な兼職の状況

弁護士
阪急電鉄株式会社監査役
株式会社小松製作所社外監査役

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席数

—

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

検事総長等の要職を歴任された後、現在は弁護士として活躍されており、特にコンプライアンスの観点から監査等委員会監査の実効性及び効率性を確保していただくことが期待できるため、新たに候補者といたしました。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高橋裕子氏及び甲斐行夫氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 甲斐行夫氏は現在、当社の特定関係事業者（子会社）であります阪急電鉄株式会社の業務執行者でない役員（監査役）であります。
4. 当社は、東京証券取引所に対し、高橋裕子氏及び甲斐行夫氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、両氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準（当社ウェブサイト（<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/corporate/data/>）に掲載しております。）を満たしております。
5. 当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、高橋裕子氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、甲斐行夫氏の選任が承認されることを条件として、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。監査等委員である取締役候補者の各氏の選任が承認された場合、各氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第2号議案・第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及びスキルマトリックスは次のとおりであります。

	指名・報酬 委員会	知識・経験・能力				
		企業経営	財務・会計	法務・ リスクマネジメント	専門的知見 (「社会・環境」 を含む。)	
嶋田 泰夫	男性	★	●	●	●	
久須 勇介	男性		●	●	●	
上田 靖	男性		●	●	●	
遠藤 典子	社外 独立 女性	★ (委員長)				◎ 公共政策 環境・エネルギー [E]
鶴 由貴	社外 独立 女性	★			◎	
小林 充佳	社外 独立 男性	★	◎			◎ DX
宮原幸一郎	社外 独立 男性	★	◎			◎ 金融
増田 睦子	社外 独立 女性	★				◎ DX・グローバル
島谷 能成	男性		◎			
荒木 直也	男性		◎			
福井 康樹	男性		●	●	●	
橋本 一範	監査等委員 男性		●	●	●	
高橋 裕子	監査等委員 社外 独立 女性	★				◎ 社会健康医学 健康経営 [S]
甲斐 行夫	監査等委員 社外 独立 男性	★			◎	

●…当社グループ出身の取締役が有する主な知識・経験・能力

◎…上記以外の取締役に特に期待する知識・経験・能力（[S]・[E]はそれぞれ、社会・環境の専門性を表します。）

(注) 1. 上記一覧表は、各取締役が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

2. 指名・報酬委員会委員長は本総会終了後の取締役会にて決定します。
3. 指名・報酬委員会は、代表取締役会長（欠員又は事故があるときは、代表取締役社長）及び当社から独立した立場にある社外取締役全員を構成員とし、社外取締役を委員長として、取締役人事及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する事項について、取締役会から諮問を受け、審議・決議のうえ、答申しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

現在の補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

つる ゆ き
鶴 由 貴 (1969年5月16日生) 女性

社外取締役 独立役員



所有する当社株式の数

1,988株

取締役会出席数

11/11回

略歴及び地位

2000年4月 弁護士（現在）
2016年4月 一橋大学監事
2020年6月 当社取締役（現在）

重要な兼職の状況

弁護士
杉本商事株式会社社外取締役
AREホールディングス株式会社社外取締役監査等委員

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

現在、弁護士として活躍されており、特にコンプライアンスの観点から監査等委員会監査の実効性及び効率性を確保していただくことが期待できるため、引き続き候補者といたしました。また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、6年であります。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鶴由貴氏の戸籍上の氏名は、伊丹由貴であります。
3. 鶴由貴氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 当社は、東京証券取引所に対し、鶴由貴氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しておりますが、監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き独立役員とする予定です。なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準（当社ウェブサイト（<https://www.hankyu-hanshin.co.jp/corporate/data/>）に掲載しております。）を満たしております。
5. 当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、鶴由貴氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しておりますが、監査等委員である取締役に就任した場合も、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。鶴由貴氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案及び第6号議案に共通するご参考事項

当社は、「阪急阪神ホールディングスグループ長期経営構想」（以下「長期経営構想」といいます。）の実現に向けて、企業価値の持続的な成長に対する意欲を高めるとともに、株主価値向上に対するインセンティブを働かせることを目的として、当社の取締役の報酬制度について、長期経営構想との連動性をさらに高める制度体系に改定すること（以下「本報酬制度改定」といいます。）といたしました。

つきましては、第5号議案において取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の金銭報酬額を改定すること、並びに第6号議案において業務執行取締役（国内非居住者を除きます。）に対する株式報酬制度を改定することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、第5号議案及び第6号議案が原案どおり承認可決されますと、業務執行取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬（金銭）、業績連動賞与（金銭）及び業績連動型株式報酬（株式）で、業務執行を行わない取締役の報酬は、基本報酬のみで、それぞれ構成されることとなります。また、本総会で第5号議案及び第6号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、24頁「<ご参考>本総会後の取締役報酬制度の概要」に記載のとおりであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）の報酬額は、2020年6月17日開催の第182回定時株主総会において月額3,000万円以内（うち社外取締役分500万円以内）とご承認いただき現在に至っております。

今般、当社では取締役の報酬制度について、業務執行取締役を対象として、事業年度ごとの業績達成及び持続的な企業価値向上の双方に対するインセンティブが適切に機能することを目的とし、経営課題等を踏まえて事業年度ごとに定める経営指標の達成度等に応じて変動する業績連動賞与を導入することに伴い、報酬額の上限に関する定めを月額から年額に変更させていただきたいと存じます。また、社外取締役に期待される役割や責務が増大していること等を踏まえ、社外取締役の報酬額を改定したいと存じます。これにより、基本報酬と業績連動賞与を合算した金銭報酬の上限を年額380百万円以内（うち社外取締役分80百万円以内）に改定することについて、ご承認をお願いするものであります。

また、従来どおり、取締役の報酬額には使用人兼取締役の使用人分の給与は含まないものとします。

本議案は上記目的並びに当社の事業規模、取締役報酬体系やその報酬水準、現在の取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、代表取締役会長（欠員又は事故があるときは、代表取締役社長）及び当社から独立した立場にある社外取締役全員で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会において、取締役会からの諮問を受け、審議・決議し、答申したうえで、取締役会において決議しており、その内容は相当であるものと判断しております。当社は、事業報告42頁に記載の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、本議案が原案どおり可決された場合は、ご承認いただいた

議案の内容に沿うよう改定することを予定しております。

監査等委員会からは、本議案の内容について相当であると判断したとの意見表明を受けております。

現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり可決された場合、本議案に係る取締役は11名（うち社外取締役は5名）となります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度改定の件

1. 提案の理由

本議案は、2020年6月17日開催の第182回定時株主総会において導入のご承認をいただき、2022年6月15日開催の第184回定時株主総会において制度改定のご承認をいただいた業績連動型株式報酬制度（以下「現行制度」といいます。）について、本報酬制度改定の趣旨に沿って、対象者を「当社の代表取締役」から「当社の業務執行取締役」（国内非居住者を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に変更し、併せて、当社が拠出する金員の上限及び対象取締役に対して交付等される当社株式等（下記2（1）において定義します。）の数の上限を変更する等の内容の改定を行い（以下、改定後の業績連動型株式報酬制度を「本制度」といいます。）、継続することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は本報酬制度改定の趣旨並びに当社の事業規模、取締役報酬体系やその報酬水準、対象取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、代表取締役会長（欠員又は事故があるときは、代表取締役社長）及び当社から独立した立場にある社外取締役全員で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会において、取締役会からの諮問を受け、審議・決議し、答申したうえで、取締役会において決議しており、その内容は相当であるものと判断しております。当社は、事業報告42頁に記載の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、本議案が原案どおり可決された場合は、ご承認いただいた議案の内容に沿うよう改定することを予定しております。

なお、現在の対象取締役は3名であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり可決されますと、対象取締役は3名となります。

また、本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」においてご承認をお願いしております報酬額とは別枠のものであります。

なお、監査等委員会からは、本制度の内容について相当であると判断したとの意見表明を受けております。

2. 本制度における報酬の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として、当社が設定し現行制度において利用している信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、本信託を通じて、対象取締役に対象期間の各事業年度の業績指標に基づき算定される当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度で、詳細は下記(2)以降のとおりです。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	当社の業務執行取締役（国内非居住者を除きます。）
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
対象取締役に對する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり）	3事業年度を対象として合計1,170百万円（1事業年度当たり390百万円）
当社株式の取得方法及び対象取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記(3)のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3事業年度を対象として信託期間中に対象取締役に付与するポイントの上限は18万ポイント（18万株相当） ・ 1事業年度当たりの平均は6万ポイント（6万株相当）※ ・ 本信託は当社株式を株式市場から取得する予定のため、希薄化は生じない。
※2026年3月31日現在の当社発行済株式総数（自己株式控除後）に対する割合は約0.02%になります。	
③ 業績指標（下記(3)のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営課題等を踏まえて事業年度ごとに定める経営指標（財務指標及び非財務指標）等 ・ なお、2027年3月末日で終了する事業年度に用いる指標はROE、事業利益、親会社株主に帰属する当期純利益、非財務指標（温室効果ガス（GHG）排出量の削減率等）とする。 <p>※事業利益＝営業利益＋海外事業投資（不動産事業等）に伴う持分法投資損益等</p>
④ 対象取締役に對する当社株式等の交付等の時期（下記(3)のとおり）	原則として退任後

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象とし、対象期間ごとに対象取締役の報酬として上限額1,170百万円を限度に信託金を拠出して、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託期間3年間の信託を設定（下記の信託期間の延長を含みます。以下同じとします。）します。

本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。

当社は延長された対象期間ごとに、1,170百万円の範囲内で追加拠出を行い、対象取締役に對し、ポイントの付与を継続します。なお、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日において残存

株式（対象取締役が付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了のものを除きます。）及び
残余金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等を延長後の本信託に承継し、
残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、1,170百万円の範囲内とします。この信託期間の
延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本制度を継続することがあります。

また、本信託の終了時に受益者要件を満たす可能性のある対象取締役が在任している場合には、それ以降、
対象取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該対象取締役に対する当社株式等の交付等が完了
するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 対象取締役に対して交付される当社株式等の数の算定方法及び上限

信託期間中の毎年6月に、対象取締役に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に基づき、業績指標の
達成度等に応じて算定したポイント（以下「付与ポイント」といいます。）を付与します。

なお、算定に用いる業績指標について、現行制度においては、事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益と
しておりましたが、今回の改定により、経営課題等を踏まえて事業年度ごとに定める経営指標（財務指標
及び非財務指標）等に改定します。

付与ポイントは毎年累積され、対象取締役の退任後に、累積された付与ポイント数について1ポイントにつき
当社普通株式1株として換算したうえで、原則、当該当社株式の70%（単元未満株数は切捨て）を本信託から
交付し、残りの当社株式については本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を給付します。

また、本信託の信託期間中对象取締役に対して付与される付与ポイントの総数の上限は3事業年度ごとに
18万ポイント（1事業年度当たりの平均は6万ポイント）とします。

なお、本信託に属する当社普通株式が株式の分割、株式の無償割当て又は株式の併合等によって、増加
又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイント当たりに交付等が行われる当社
株式等の数を調整します。

(4) マルス・クローバック制度

対象取締役に取締役としての職務に関して重大な違反があった場合その他一定の事由に該当する場合に、
対象取締役に対し、本制度に基づき付与されたポイントの没収（マルス）並びに交付等した当社株式等
相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されない
ものとします。

(6) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託
報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で配当の残余が生じた場合には、信託金
から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分に
ついては、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定としております。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、必要に応じ、取締役会において定めます。

<ご参考>本総会後の取締役報酬制度の概要

本総会第5号及び第6号議案までが原案どおり承認可決された場合の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役報酬体系（○は、それぞれの報酬等の支給対象者を示す。）

報酬等の種類			位置づけ	付与方式	支給対象	
					業務執行取締役	非業務執行取締役 ^(※1)
固定	基本報酬	金銭	基礎報酬	月例	○	○
業績連動	業績連動賞与【新設】	金銭	短期インセンティブ	年1回	○	—
	業績連動型株式報酬 ^(※2)	株式等 ^(※3)	中長期インセンティブ	退任後	○	—

※1 業務執行を行わない取締役をいいます。

※2 当社が委託者として設定する信託の仕組みを活用して、退任後に当社株式等を交付等する株式報酬です。

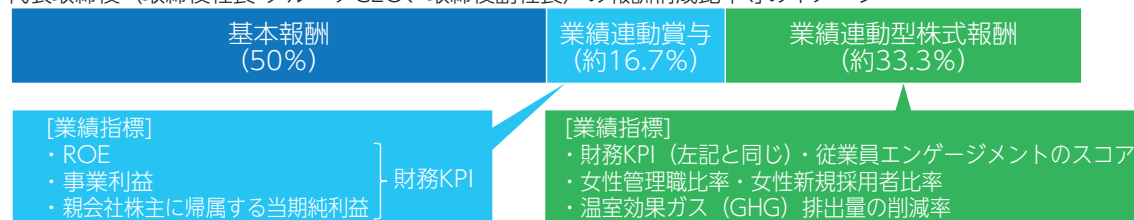
※3 源泉所得税等の納税資金の確保を目的として当社株式の一部を換価し、その換価処分額相当分の金銭を給付します。

<現行制度からの主な変更点>

- 業績連動報酬は代表取締役のみを対象としておりましたが、業務執行取締役の業績向上に向けた意欲を一層高めるため、支給対象者を業務執行取締役まで拡大いたします。
- 業績連動報酬は業績連動型株式報酬のみとしておりましたが、事業年度ごとの業績達成及び持続的な企業価値向上の双方に対するインセンティブが適切に機能するよう、業績連動報酬を短期・中長期に区分し、業績連動賞与を短期インセンティブとして新設し、業績連動型株式報酬は中長期インセンティブとして位置づけることといたします。
- 現行の業績連動型株式報酬では、支給対象となる取締役が、取締役としての職務に関して重大な違反があった場合その他一定の事由に該当する場合に、支給予定の報酬を不支給とできるマルス条項がありましたが、これに加え、交付等した当社株式等相当の金銭の返還を請求できるクローバック条項を導入いたします。

(2) 報酬構成比率・業績指標（KPI）

代表取締役（取締役社長 グループCEO、取締役副社長）の報酬構成比率等のイメージ



<現行制度からの主な変更点>

- 報酬構成比率について、役員・職責に応じた比率を設定します。
- 業績指標について、現行制度では親会社株主に帰属する当期純利益のみをKPIとしておりましたが、「長期経営構想」において、特に重視すべき指標を財務KPI及び非財務KPIとして選定します。

なお、取締役報酬制度は、経営環境の変化等に応じ、指名・報酬委員会及び取締役会の審議を踏まえて適宜見直します。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2022年6月15日開催の第184回定時株主総会において月額400万円以内にご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員である取締役の報酬額の上限に関する定めを月額から年額に変更のうえ、監査等委員である取締役に求められる役割や責務の増大等を考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額750万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、上記事情並びに当社の事業規模等を総合的に勘案したうえ、取締役会において決議しており、その内容は相当であるものと判断しております。

現在の監査等委員である取締役は3名であり、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり可決された場合、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

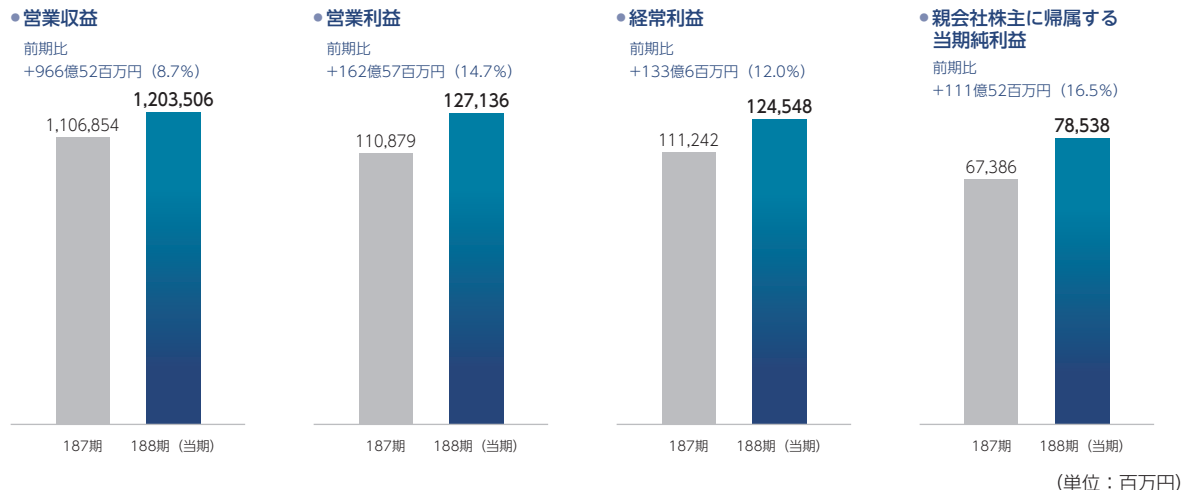
当期のわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、期を通じて緩やかな回復が続くとともに、大阪・関西万博の開催やインバウンド需要の拡大により、景気に一定の下支えもみられました。一方で、資源価格の高止まり及び人手不足等による物価上昇や、米国の通商政策、中国政府による日本への渡航自粛要請及び中東情勢等の影響により、先行き不透明な状況で推移しました。

そうした中で、当社グループにおきましては、2025年3月に公表した「長期経営構想」で掲げた「未来のありたい姿」の実現に向けて、中長期的な成長と資本効率の向上の両立を図る様々な取組を推し進めながら、着実に業績を伸長させました。

当期の業績につきましては、不動産事業のマンション分譲収入が大幅に伸長したことに加え、都市交通事業やホテル事業を中心に大阪・関西万博の開催に伴う需要を取り込んだことや、阪神タイガースがリーグ優勝を遂げるなど、スポーツ事業が好調に推移したこと等により、営業収益、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも増加し、それぞれ過去最高となりました。

当期の当社グループの成績は次のとおりであります。

当社グループ (連結)



セグメント別の業績は次のとおりであります。

都市交通事業

鉄道事業につきましては、大阪・関西万博の開催やインバウンド需要の拡大を背景に、輸送人員が増加しました。また、阪急電鉄において、2025年8月に座席指定サービス「PRIVACE（プライベース）」の運行本数を約1.5倍に拡大し、一層の集客とサービス向上に努めたほか、阪神電気鉄道においては、座席指定サービスの2027年春の導入に向けて、新型車両の製造を進めました。さらに、鉄道駅バリアフリー料金制度を活用し、阪急京都河原町駅、阪神甲子園駅をはじめとする各駅への可動式ホーム柵等の整備を推し進めたほか、阪急箕面線において、ワンマン運転を開始しました。こうした施策を通じて、引き続き安全・安心で持続可能な鉄道サービスの提供に取り組んでまいります。

自動車事業につきましては、大阪・関西万博のシャトルバスやパークアンドライドバスを運行することにより、会場アクセスの円滑化に貢献しました。また、阪急バス・阪神バスをはじめとする各社の一部路線等において、旅客輸送サービスを安定的に提供するために、運賃改定を実施しました。

このほか、阪神電気鉄道では西宮市と連携し、甲子園エリアにおいて次世代モビリティの実用化に向けた自動運転EVバスの実証実験を実施し、導入に向けた課題の把握及び検証を行いました。

営業収益は前期に比べ91億16百万円（4.4%）増加し、2,142億93百万円となり、営業利益は前期に比べ1億62百万円（0.5%）増加し、352億98百万円となりました。

● **営業収益**
2,142億93百万円
前期比+91億16百万円（4.4%）

● **営業利益**
352億98百万円
前期比+1億62百万円（0.5%）



PRIVACE（プライベース）



自動運転EVバス

不動産事業

賃貸事業につきましては、「NU茶屋町」（大阪市北区）や「ロサヴィア」（大阪府茨木市）のリニューアルを計画どおり推進するなど、商業施設やオフィスビルにおいて競争力の強化と稼働率の維持向上等に努めました。また、「（仮称）東阪急ビル建替計画」（大阪市北区）の新築工事に着手したほか、首都圏においては、中規模リノベーションオフィス「エンスイテ御成門」（東京都港区）が竣工しました。そのほか、物流施設については、「ロジスタ大阪淀川」（大阪市淀川区）、「ロジスタ京都伏見」（京都市伏見区）の新築工事を開始しました。

なお、うめきた2期地区開発事業「グラングリーン大阪」については、2027年度の全体まちびらきに向けて、工事が計画どおりに進捗しております。

住宅事業につきましては、マンション分譲では、「ジオタワー宝塚グランレジス」（兵庫県宝塚市）、「グラングリーン大阪 THE NORTH RESIDENCE」（大阪市北区）、「ジオグランデ白金台」（東京都港区）等を販売したほか、宅地戸建分譲では、「ジオガーデン千里中央」（大阪府豊中市）、「ジオガーデン市川八幡五丁目」（千葉県市川市）等を販売しました。

海外不動産事業につきましては、インドネシア・メダンの大規模商業施設「デリパークモール」を新たに取得し、不動産賃貸事業の規模拡大に努めました。また、アメリカで初めて、物流不動産開発事業、戸建住宅分譲事業に参画したほか、新たにインドの住宅分譲事業へ進出するなど、事業エリアの拡大を図るとともに、アセアン諸国に加えて、オーストラリア、カナダでの住宅分譲事業も引き続き推し進めました。

ホテル事業につきましては、大阪・関西万博の開催等に伴う宿泊需要を積極的に取り込むとともに、客室・レストランの改装やクラブラウンジの新設等のほか、様々なプランの企画・販売等を通じて、事業競争力の強化に努めました。

営業収益は前期に比べ389億16百万円（10.6%）増加し、4,067億5百万円となり、営業利益は前期に比べ94億83百万円（16.5%）増加し、671億13百万円となりました。

- **営業収益**
4,067億5百万円
前期比+389億16百万円（10.6%）
- **営業利益**
671億13百万円
前期比+94億83百万円（16.5%）



グラングリーン大阪



ジオタワー宝塚グランレジス

エンタテインメント事業

スポーツ事業につきましては、球団創設90周年を迎えた阪神タイガースが、ファンの皆さまのご声援を受けて2年ぶりのリーグ優勝を果たし、クライマックスシリーズを勝ち進んで日本シリーズに進出しました。また、阪神甲子園球場では、球団創設90周年を記念した「レジェンズコラボグルメ」の販売をはじめとした様々な企画を実施するなど、魅力ある施設運営に取り組みました。さらに、野球施設として初めてZEB認証^{*}を取得した阪神タイガースのファーム施設「ゼロカーボンベースボールパーク」では、太陽光発電や廃棄物発電の活用等、脱炭素社会や循環型社会の実現に資する取組を実施しました。このほか、2026年1月には、相撲と和食をテーマにしたインバウンド向けのショーレストラン「THE SUMO LIVE RESTAURANT 日楽座 GINZA TOKYO」を開業しました。

ステージ事業につきましては、歌劇事業において、花組公演「悪魔城ドラキュラ ～月下の覚醒～」／「愛、Love Revue!」、月組公演「GUYS AND DOLLS」等の各公演が好評を博しました。また、お客様の幅広いニーズに応えるため、会員組織である「宝塚友の会」をリニューアルしたほか、宝塚歌劇共通ID+（プラス）や公式リセールサービスを開始しました。さらに、動画配信サービス「TAKARAZUKA SQUARE【タカスク】」では、舞台作品のレンタル配信やマルチアングル配信といった各種サービスのラインナップを拡充しました。このほか、2025年12月に宝塚歌劇111周年記念イベント「TAKARAZUKA FANTASTIC Christmas in UMEDA」を開催しました。

宝塚歌劇における改革の取組については、劇団員をはじめ宝塚歌劇の運営に携わる全ての関係者が安心してより良い舞台づくりに精進できる環境を整備し、宝塚歌劇を新しい時代に相応しい形で受け継いでいけるよう、様々な改革を推進しております。その一環として、2025年7月に宝塚歌劇団を株式会社化し、より透明性の高いガバナンス体制の実現に向け、新たなスタートを切りました。

このほか、六甲山地区においては、「真夏の雪あそび」をはじめとする自然・眺望と文化・スポーツ・グルメといった多様なコンテンツを組み合わせたイベントや企画を展開したほか、16回目を迎えた現代アートの芸術祭「神戸六甲ミーツ・アート2025 beyond」に過去最高となる約7万人の来場者にお越しいただくなど、インバウンドも含めて一層の集客に努めました。

営業収益は前期に比べ86億28百万円（10.5%）増加し、911億71百万円となり、営業利益は前期に比べ16億85百万円（14.8%）増加し、130億91百万円となりました。

^{*} 建築物のエネルギー効率に優れていることを示す認証制度

● 営業収益

911億71百万円

前期比+86億28百万円（10.5%）

● 営業利益

130億91百万円

前期比+16億85百万円（14.8%）



阪神タイガース



宝塚歌劇花組公演
「愛、Love Revue!」

©宝塚歌劇団

情報・通信事業

情報サービス事業につきましては、eコマース等のインターネット関連ビジネスの拡大や大阪・関西万博における交通ターミナルの運営システムの受注等により業績が好調に推移しました。また、アプリの開発やAIを活用したソリューション提供を強みとする会社に出資するなど、事業領域の拡充を進めました。

放送・通信事業につきましては、FTTHサービス（光ファイバーを用いた高速インターネットサービス）の提供を推進したほか、自治体から小・中学校におけるICT環境整備等の案件を受注するなど、お客様のニーズに応える様々なサービスを展開することにより、事業の着実な伸長に努めました。

あんしん・教育事業につきましては、「登下校ミマモルメ」を導入する学校・施設数が着実に伸長したほか、自治体が行う放課後子ども教室事業に、入退館管理システムの提供をサポートするなど、事業規模の拡大に努めました。また、ロボットプログラミング教室「プログラボ」が、各種顧客満足度調査において引き続きトップクラスに位置付けられるなど、高い評価を得ております。

営業収益は前期に比べ18億80百万円（2.7%）増加し、719億68百万円となり、営業利益は前期に比べ9億62百万円（14.0%）増加し、78億41百万円となりました。

● 営業収益

719億68百万円

前期比+18億80百万円（2.7%）

● 営業利益

78億41百万円

前期比+9億62百万円（14.0%）



旅行事業

旅行事業につきましては、海外旅行部門において、ヨーロッパ方面をはじめとする長距離ツアーの取扱いが増加したほか、国内旅行部門においても、ツアーの早期販売や商品ラインナップの拡充により、取扱いが堅調に推移しました。また、訪日旅行部門においては、インバウンド需要の高まり等を背景としてツアーの販売が好調に推移しました。さらに、大阪・関西万博の輸送支援業務を受託したほか、自治体向けのソリューション事業も積極的に受注しました。

営業収益は前期に比べ354億42百万円（13.6%）増加し、2,965億46百万円となり、営業利益は前期に比べ1億25百万円（2.4%）増加し、54億23百万円となりました。

国際輸送事業

国際輸送事業につきましては、日本・中国・アセアンにおいて、航空輸送の取扱いが回復してきたこと等により、堅調に推移しました。

そうした中、オーストラリアにおいて国際輸送に強みを持つINTERNATIONAL CARGO EXPRESS PTY LTD.を子会社化したほか、バングラデシュに現地法人を設立するなど、グローバルネットワークのさらなる拡充を図りました。また、南アフリカやメキシコで物流倉庫を拡張するなど、ロジスティクス事業の強化にも取り組みました。

営業収益は前期に比べ17億55百万円（1.7%）増加し、1,064億72百万円となり、営業利益は前期に比べ33億34百万円増加し、20億49百万円となりました。

● **営業収益**
2,965億46百万円
前期比+354億42百万円（13.6%）

● **営業利益**
54億23百万円
前期比+1億25百万円（2.4%）



● **営業収益**
1,064億72百万円
前期比+17億55百万円（1.7%）

● **営業利益**
20億49百万円
前期比+33億34百万円



建設業等その他の事業

建設業等その他の事業につきましては、営業収益は前期に比べ39億16百万円（5.6%）増加し、735億64百万円となり、営業利益は前期に比べ6億32百万円（17.3%）増加し、42億93百万円となりました。

サステナビリティに関する取組

当社グループでは、「阪急阪神ホールディングスグループ サステナビリティ宣言」に基づき、E S G（環境・社会・企業統治）に関する取組を着実に進めております。

同宣言における重要テーマの一つである「環境保全の推進」については、温室効果ガス排出量の削減目標として、「2035年度▲60%（2019年度比）、2050年度実質ゼロ」を掲げ、各事業において、目標達成に向けた施策に積極的に取り組んでまいります。2025年4月からは、阪急電鉄及び阪神電気鉄道において、関西初の取組として、鉄道全線で使用するすべての電力を実質的に再生可能エネルギー由来の電力に置き換え、温室効果ガス排出量ゼロでの運行を開始しました。沿線自治体と連携しながら鉄道の環境優位性を広く周知し、モーダルシフトを促進することで、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めております。今後も、脱炭素をはじめ、生物多様性の保全や資源循環等、環境保全に資する取組をさらに加速してまいります。また、同じく重要テーマの一つである「一人ひとりの活躍」についても、女性管理職比率・男性育児休業等取得率や、従業員の喫煙率・特定保健指導実施率等の目標を掲げ、ダイバーシティ&インクルージョンや健康経営を推し進めてまいります。このほか、社会貢献活動「阪急阪神 未来のゆめ・まちプロジェクト」では、沿線の自治体や市民団体、企業と協働し、地域環境の保全や次世代の育成に取り組んでおります。

そして、これらの取組を積極的に進めた結果、当社はM S C I社のE S G格付において最上位ランク「A A A」を6年連続で取得^{※1}するとともに、「FTSE JPX Blossom Japan Index」^{※2}の構成銘柄に3年連続で選定されました。

※1 M S C I社のE S G格付…米国の大手金融サービス企業であるM S C I社が行うもので、7段階で企業を評価しています。

※2 「FTSE JPX Blossom Japan Index」…E S Gの評価が特に高い日本企業により構成される投資指数で、世界最大規模の年金基金である年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）がE S G投資を行う際に、ベンチマークの一つとして採用しています。

2. 対処すべき課題

(長期経営構想について)

当社グループでは、ステークホルダーからの期待・要請が様々な形で高まるなど、グループを取り巻く環境の変化がこれまでの想定以上に加速し、今後もそのスピードを増していくことが考えられることから、2040年頃に実現を目指す「未来のありたい姿」と現状とのギャップを埋めていくために「長期経営構想」を2025年3月に策定いたしました。

当社グループは、これまで積み重ねてきた提供価値を土台に、これからも新たな価値の創造にグループ一体で取り組み、あらゆるフィールドにおいて次々と新しい「お客様の喜び」を実現してまいります。とりわけ、重要なフィールドである沿線においては、技術革新の進展やインバウンド需要の高まりといった環境変化の中でも、快適で魅力的な都市空間を創出し続け、さらにそうした「まちづくり」をグローバルに展開していきたいと考えております。そして、サステナブルで良質な商品・サービスを提供し、お客様に選ばれ続けることで、「誰もが自分らしい生活を送れるように、サステナブルな行動を自然と選択できる」社会の実現も目指しております。こうした2040年頃の「未来のありたい姿」の実現に向けた当社グループの取組を「長期経営構想」と位置付け、事業・財務・人材の各戦略を推進いたします。

事業戦略では、「圧倒的No.1の沿線の実現」「コンテンツの魅力の最大化と新コンテンツの開拓」「エリアを超えた展開（首都圏・海外）」「ビジネスソリューションへの注力」の4つの方向性を定めて経営資源を配分し、沿線を中心とした既存のフィールドの深掘りと、成長の見込まれる新たなフィールドでの挑戦を続けることで、グループ全体で成長し、お客様や地域・社会の期待に応えてまいります。

財務戦略では、中長期的な成長を実現するとともに、資本効率の向上に向けて、バランスシートをコントロールしつつ必要な投資を実施します。そのために、グループのポートフォリオにおける事業の役割を整理し、投資効果の最大化に向けて全社視点で資金を配分いたします。都市交通事業及び不動産賃貸・開発事業については、安定的に資金を創出し、成長事業に資金を供給します。不動産事業（グローバル）、住宅事業、ホテル事業、情報サービス事業及び旅行事業等については、グループの成長を牽引する役割と位置付け、規模の拡大と利回りを追求します。スポーツ事業、ステージ事業、放送・通信事業及び国際輸送事業については、引き続きグループ全体の利回り向上に貢献することを目指します。そのほか、新事業領域についても、規模の拡大と高利回りの実現に貢献できるよう育成いたします。

人材戦略では、「長期経営構想」の実現に向けて、多様かつ有能な人材を確保したうえで、成長分野をはじめとした有望領域に積極的に投入し、グループの成長を図るとともに、グループの将来を担う人材を計画的に育成してまいります。また、人的資本に対する投資を続けていくことに加え、従業員が個性や能力を十分に発揮できる環境整備に取り組んでまいります。

これらの各戦略を推進することで、早期にROE8%を持続的に達成できる企業となり、さらにその先の2040年度にかけて従来の延長線上にはない成長を遂げ、お客様から評価され、従業員も誇れる企業グループであり続けるとともに、持続的な価値創造の好循環を創出し、投資家の皆様の期待に応えていくことを目指します。

また、持続可能な社会の実現に向けて、ステークホルダーの関心が高い社会課題である「地球環境問題」につきましては、KPIを設定したうえで、事業活動を通じた社会課題の解決に取り組んでまいります。なお、2050年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けては、グローバルで求められる水準を踏まえ、2035年度の削減目標を▲60%（2019年度比）としております。

具体的な経営指標（財務・非財務）については下記のとおりとなっております。

財務指標（2030年度）		ROE8%達成を前提に2030年度に想定する主な財務指標の水準			
資本効率		収益性	キャッシュ創出力	財務健全性	
ROE：8%～		事業利益： 1,600億円規模	EBITDA： 2,600億円規模	D/Eレシオ： 1.3倍程度	ネット有利子負債／EBITDA倍率： 6倍台

重要テーマ	主な非財務の指標			
安全・安心の追求	鉄道事業における有責事故ゼロ※阪急電鉄・阪神電気鉄道・北大阪急行電鉄・能勢電鉄			
一人ひとりの活躍	従業員エンゲージメントのスコア	女性管理職比率	女性新規採用者比率	男性育児休業等取得率
	継続的に前回調査を上回る ※当社及び主要6社	10%程度（2030年度） ※当社及び主要6社	30%以上を継続 ※当社及び主要6社	100%を継続 ※当社及び主要6社
	特定保健指導実施率	喫煙率	障がい者雇用率	人権研修受講率
	継続的な向上 ※当社及び主要6社	継続的な低減 ※当社及び主要6社	法定雇用率以上を継続 ※特例子会社適用会社	100%を継続 ※当社及び主要6社
環境保全の推進	温室効果ガス（GHG）排出量の削減率（スコープ1・2）			
	目標を設定する指標			
	2019年度比▲60%（2035年度） / 実質ゼロ（2050年度）【対象範囲：当社及び連結子会社（GHGプロトコルに基づく）】			
	電力の再エネ比率		産業廃棄物排出量（建設受注工事を除く。）の連結売上高比率	
	2035年度90%以上※国内のみ		2023年度比▲10%（2030年度）	
モニタリング指標等 （将来的な目標設定も視野に）	サプライチェーン上のGHG排出量（スコープ3）	鉄道事業（阪急・阪神）のGHG排出削減貢献量	水平リサイクルやアップサイクル（PETボトル・廃油等）のプロジェクト数	
	算出を継続し、取引先と共に削減を検討	モニタリングを実施	着実な増加及びプロジェクトの質の向上	
	沿線住民へのアンケートを通じた、自然の豊かさによる地域の魅力度	特定地域（梅田・六甲山等）の植物種数／生物種数	「未来のゆめ・まちプロジェクト」等を通じた環境貢献活動への参加者数／市民団体助成数(累計)	
	モニタリングを実施	モニタリングを実施	モニタリングを実施	

- (注) 1. 事業利益＝営業利益＋海外事業投資（不動産事業等）に伴う持分法投資損益等
2. EBITDA＝事業利益＋減価償却費＋のれん償却額
3. 主要6社：阪急電鉄・阪神電気鉄道・阪急阪神不動産・阪急交通社・阪急阪神エクスプレス・阪急阪神ホテルズ
4. スコープ1：燃料の燃焼等、自社による温室効果ガスの直接排出
5. スコープ2：他社から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う温室効果ガスの間接排出
6. スコープ3：自社の事業活動に関連した、自社以外での温室効果ガスの間接排出

(株主還元の見直しについて)

株主還元につきましては、「年間配当金の下限を1株当たり100円とする安定的な配当の実施と、総還元性向^{*}50%を目安にキャッシュフローの状況を踏まえた弾力的な自己株式の取得に取り組むこと」を基本方針としておりましたが、より機動的に自己株式の取得を行うため、2025年度の利益配分からその方針を見直し、「2025～2030年度の6年間累計で総還元性向を50%以上とすることで、年間配当金の下限を1株当たり100円とする安定的な配当の実施と、キャッシュフローの状況や株価動向等を勘案して、2030年度末までの間で機動的な自己株式の取得に取り組むこと」を基本方針といたします。

※ 総還元性向…親会社株主に帰属する当期純利益に対する年間配当金総額と自己株式取得額の合計額の割合

(長期経営構想の進捗等について)

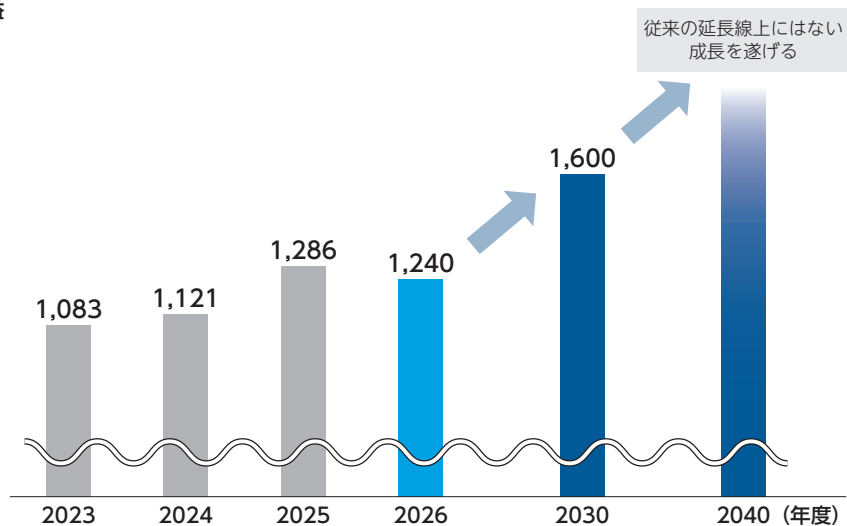
当期におきましては、不動産事業のマンション分譲収入が大幅に伸長したことに加え、都市交通事業やホテル事業を中心に大阪・関西万博の開催に伴う需要を取り込んだことや、阪神タイガースがリーグ優勝を遂げるなどスポーツ事業が好調に推移したこと等により、着実に利益を伸ばすことができました。また、2030年度の事業利益目標1,600億円の達成に向けた施策の具体化に取り組み、分譲マンション事業や短期回収型事業、海外事業の成長を通じた不動産事業の拡大、スポーツ事業・旅行事業等の伸長などにより、利益目標とのギャップを解消し、財務指標の目標であるROE 8%の達成に向けた道筋をつけることができつつあります。

2026年度につきましては、大阪・関西万博に伴う需要の剥落などにより、事業利益は1,240億円に留まるものの、資本効率の向上に向けた資産売却等を推し進めることにより、親会社株主に帰属する当期純利益は790億円を予想しており、ROEは7.3%、「ネット有利子負債／EBITDA倍率」は7.9倍、D/Eレシオは1.5倍となる見通しです。

また、2026年度の株主還元につきましては、上記の株主還元に係る基本方針の見直しのとおり、安定的な配当の実施と機動的な自己株式の取得に取り組んでまいります。このうち、配当については、年間配当金は2025年度と同水準の1株当たり100円（中間配当金50円、期末配当金50円）を予定しております。

● 財務指標の推移

事業利益
(億円)



資本効率	ROE	7.2%	6.7%	7.3%	7.3%	…	8.0%~	…	8.0%~
	キャッシュ創出力	EBITDA (億円)	1,732	1,792	2,000	1,990	…	2,600規模	…
財務健全性	D/Eレシオ	1.2倍	1.2倍	1.3倍	1.5倍	…	1.3倍程度	…	適切な財務健全性を維持
	ネット有利子負債 / EBITDA倍率	6.4倍	6.8倍	6.8倍	7.9倍	…	6倍台	…	

(注) 1. 事業利益=営業利益+海外事業投資(不動産事業等)に伴う持分法投資損益等
2. EBITDA=事業利益+減価償却費+のれん償却額

3. 資金調達の状況

当社グループでは、有利子負債を収益力に見合った水準まで圧縮することを基本方針としております。

当期につきましては、借入金の返済、社債の償還、子会社での設備投資等による資金需要に充当するため、普通社債200億円の発行及びシンジケートローンによる調達1,156億円のほか、所要の借入れを行いました。その結果、当期末における有利子負債残高は1兆4,345億59百万円となり、前期末に比べ1,517億83百万円の増加となりました。

4. 設備投資等の状況

当期の設備投資額は、936億62百万円で、その主な内容は、ホーム柵の整備及び鉄道車両の新造等であり、ます。

5. 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
阪急電鉄株式会社	100	100.0	鉄道事業、賃貸事業等、住宅事業、ステージ事業
阪神電気鉄道株式会社	29,384	100.0	鉄道事業、賃貸事業等、住宅事業、スポーツ事業
阪急阪神不動産株式会社	12,426	100.0	賃貸事業等、住宅事業、海外不動産事業
株式会社阪急交通社	100	100.0	旅行事業
株式会社阪急阪神エクスプレス	100	66.0	国際輸送事業
阪急バス株式会社	100	－ (100.0)	自動車事業
阪急阪神ビルマネジメント株式会社	50	－ (100.0)	賃貸事業等
阪急阪神クリーンサービス株式会社	10	－ (100.0)	賃貸事業等
株式会社阪急阪神ホテルズ	100	－ (100.0)	ホテル事業
株式会社阪神ホテルシステムズ	100	－ (100.0)	ホテル事業
株式会社阪神コンテンツリンク	230	－ (100.0)	スポーツ事業
株式会社阪神タイガース	48	－ (100.0)	スポーツ事業
株式会社宝塚クリエイティブアーツ	70	－ (100.0)	ステージ事業
株式会社ベイ・コミュニケーションズ	4,000	－ (45.3)	情報・通信事業
アイテック阪急阪神株式会社	200	14.2 (70.0)	情報・通信事業

(注) 1. () 内の数字は、当社の子会社の持株数を含めた出資比率であります。

2. 上記の会社を含め、連結子会社は111社、持分法適用会社は15社となっております。

II 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
嶋田 泰夫	代表取締役社長 グループCEO	阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 阪神電気鉄道株式会社 取締役 阪急阪神不動産株式会社 取締役 東宝株式会社 取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 取締役
久須 勇介	代表取締役副社長	阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 阪急電鉄株式会社 取締役 阪急阪神不動産株式会社 取締役 株式会社阪急交通社 取締役 株式会社阪急阪神エクスプレス 取締役 神姫バス株式会社 社外取締役
上田 靖	取締役	阪急電鉄株式会社 常務取締役
遠藤 典子	取締役	早稲田大学 研究院教授 株式会社アインホールディングス 社外取締役 ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社 社外取締役 N T T 株式会社 社外取締役
鶴 由貴	取締役	弁護士 杉本商事株式会社 社外取締役 A R E ホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員
小林 充佳	取締役	N T T 西日本株式会社 相談役 セーレン株式会社 社外取締役 住友生命保険相互会社 社外取締役
宮原 幸一郎	取締役	株式会社 J P X 総研 参与 株式会社宝塚歌劇団 取締役
島谷 能成	取締役	東宝株式会社 代表取締役会長 株式会社東京會館 社外取締役
荒木 直也	取締役	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役社長 株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役会長

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
福井康樹	取締役	阪急阪神不動産株式会社 代表取締役社長執行役員
橋本一範	取締役 監査等委員（常勤）	阪神電気鉄道株式会社 常任監査役
小見山道有	取締役 監査等委員	弁護士
高橋裕子	取締役 監査等委員	医師 京都大学大学院医学研究科 特任教授 国立病院機構京都医療センター臨床研究センター 客員室長

- (注) 1. 取締役 遠藤典子、鶴田貴、小林充佳及び宮原幸一郎並びに取締役監査等委員 小見山道有及び高橋裕子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、東京証券取引所に対し、取締役 遠藤典子、鶴田貴、小林充佳及び宮原幸一郎並びに取締役監査等委員 小見山道有及び高橋裕子を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 取締役監査等委員（常勤） 橋本一範は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社グループの重要な会議への出席等による情報収集や、内部監査部門等との連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、橋本一範氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役 嶋田泰夫は、2025年5月29日付で東宝株式会社取締役に、2025年6月25日付でエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役に就任いたしました。
6. 取締役 鶴田貴は、2025年8月1日付で株式会社ジャムコ社外取締役に退任いたしました。
7. 取締役 島谷能成は、2025年6月25日付で株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役に退任いたしました。
8. 取締役 小見山道有は、2025年6月17日付で阪急電鉄株式会社監査役に退任いたしました。
9. 取締役の異動
新任（2025年6月17日付）
取締役 上田 靖
取締役 宮原幸一郎
取締役 福井康樹
10. 責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役 遠藤典子、鶴田貴、小林充佳、宮原幸一郎、島谷能成及び荒木直也並びに取締役監査等委員 小見山道有及び高橋裕子との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については補償されないなど、一定の免責事由があります。
当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社136社の取締役、監査役等です。

2. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況
遠藤典子	取締役	早稲田大学 研究院教授 株式会社アインホールディングス 社外取締役 ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社 社外取締役 N T T株式会社 社外取締役
鶴由貴	取締役	弁護士 杉本商事株式会社 社外取締役 A R E ホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員
小林充佳	取締役	N T T西日本株式会社 相談役 セーレン株式会社 社外取締役 住友生命保険相互会社 社外取締役
宮原幸一郎	取締役	株式会社J P X総研 参与 株式会社宝塚歌劇団 取締役
小見山道有	監査等委員	弁護士
高橋裕子	監査等委員	医師 京都大学大学院医学研究科 特任教授 国立病院機構京都医療センター臨床研究センター 客員室長

- (注) 1. 株式会社宝塚歌劇団は、当社の子会社であります。
 2. 重要な兼職の状況に記載している社外役員の兼職先のうち、上記の会社等以外の会社等については、当社と特別の関係はありません。
 3. 取締役 鶴由貴は、2025年8月1日付で株式会社ジャムコ社外取締役を退任いたしました。なお、当該会社については、当社と特別の関係はありません。
 4. 取締役 小見山道有は、2025年6月17日付で阪急電鉄株式会社監査役を退任いたしました。なお、当該会社については、当社の子会社であります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	取締役会等における発言その他の状況
遠藤典子	取締役	11回のうち、11回出席	—	主に、公共政策や環境・エネルギー分野の研究を通じて培った豊富な経験・知見に基づいて有益な発言を行っております。
鶴由貴	取締役	11回のうち、11回出席	—	主に、コンプライアンスの観点から有益な発言を行っております。
小林充佳	取締役	11回のうち、11回出席	—	主に、経営者としての豊富な経験・視点と実績に基づいて有益な発言を行っております。

氏名	地位	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	取締役会等における発言 その他の状況
宮原 幸一郎	取締役	9回のうち、 9回出席	—	主に、経営者としての豊富な経験・実績に加え、金融・資本市場に関する高い知見に基づいて有益な発言を行っております。
小見山 道有	取締役 監査等委員	11回のうち、 11回出席	12回のうち、 12回出席	主に、コンプライアンスの観点から有益な発言を行っております。
高橋 裕子	取締役 監査等委員	11回のうち、 11回出席	12回のうち、 12回出席	主に、社会健康医学や健康経営の研究・臨床を通じて培った豊富な経験・知見に基づいて有益な発言を行っております。

(注) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 遠藤典子、鶴由貴、小林充佳及び宮原幸一郎には、グループ経営に関する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図ることを、取締役監査等委員 小見山道有及び高橋裕子には、監査等委員会監査の実効性及び効率性を確保することを、それぞれ期待しており、6氏は、上記の各活動に加え、指名・報酬委員会（※）を構成する委員としての活動を通じて、当社の社外取締役として適切な役割を果たしております。また、取締役 遠藤典子は、当該委員会の委員長として、当該活動の主導的役割を担っております。

（※）指名・報酬委員会…代表取締役会長（欠員又は事故があるときは、代表取締役社長）及び当社から独立した立場にある社外取締役全員を構成員とし、社外取締役を委員長として、取締役人事及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬に関する事項について、取締役会からの諮問を受け、審議・決議のうえ、答申しております。

3. 役員報酬等

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）について、代表取締役会長（欠員又は事故があるときは、代表取締役社長）及び当社から独立した立場にある社外取締役全員で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会において、取締役会からの諮問を受け、審議・決議し、答申したうえで、取締役会において決議しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は以下のとおりであります。

1. 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬については、企業価値及び業績の向上に対する意欲を一層高めるとともに、株主価値の向上に対するインセンティブを働かせることができる報酬体系とし、その役員及び職責に対して支給される固定報酬である金銭報酬と、代表取締役の職にある者に支給される信託を用いた業績連動型株式報酬とから構成します。

2. 固定報酬の決定に関する方針（付与時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の固定報酬である金銭報酬は、役員及び職責に応じて決定し、月毎に支払うものとします。

3. 業績連動型株式報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針（付与時期又は条件の決定に関する方針並びに個人別の報酬等の内容の決定に関する重要な事項を含む。）

業績連動型株式報酬に係る指標は、株主価値向上に対するインセンティブを一層高めるため、事業年度の最終損益であり、株主還元の基本となる「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用します。

また、業績連動型株式報酬は、業績指標に役員に応じた係数を乗じた額から役員別の固定報酬最大額を差し引いて得られる額（注1）を基準株価（注2）で除して、ポイント（小数点以下四捨五入）を算定し、これを毎年6月に付与するものとします。付与ポイントは毎年累積され、累積された付与ポイント数は、支給対象となる取締役の退任後に、1ポイントにつき当社普通株式1株として換算して、当該取締役に支給されるものとします。

（注1）上限及び下限を設けます。

（注2）基準株価は、業績連動型株式報酬制度の対象となった日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（業績連動型株式報酬の導入日である2019年6月13日時点で業績連動型株式報酬制度の対象であった場合には、当該導入日の終値）

なお、業績連動型株式報酬制度では、株式交付等を受ける権利（受益権）確定前に、支給対象となる取締役が、取締役としての職務に関して重大な違反があった場合その他一定の事由に該当する場合には、受益権を付与しないマルス条項を設定します。

4. 報酬等の種類別の割合の決定に関する方針

取締役のうち、代表取締役の職にある者に対する報酬等の種類別の割合は、上記3記載の業績連動型株式報酬に関する算定方法に基づき、業績に応じて変動する仕組みとします。その他の取締役の報酬等は、固定報酬のみで構成します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各事業年度の取締役の個人別の報酬等のうち、固定報酬については、代表取締役会長（欠員又は事故があるときは、代表取締役社長）及び当社から独立した立場にある社外取締役全員で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会において、予め報酬制度及び内容について、取締役会からの諮問を受け、審議・決議し、答申したうえで、取締役会において、報酬配分を代表取締役会長（欠員又は事故があるときは、代表取締役社長）に委任することとします。なお、業績連動型株式報酬については、取締役会が定める株式交付規程に基づき、その内容が決定されるものとします。

(2) 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬のうち、金銭報酬については、月額3,000万円以内（うち社外取締役分500万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。）とする旨、2020年6月17日開催の第182回定時株主総会において決議されております。なお、同株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は8名（うち社外取締役は3名）であります。加えて、2022年6月15日開催の第184回定時株主総会において、代表取締役を対象とする業績連動型株式報酬について、対象期間（3事業年度）ごとに当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限を1,320百万円とし、信託期間中（3事業年度）に対象者に付与するポイントの上限を24万ポイント（24万株相当）とすることを決議しております。なお、対象となる取締役の員数は4名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬についても、月額400万円以内とする旨、2022年6月15日開催の第184回定時株主総会において決議されております。なお、同株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬のうち、固定報酬については、代表取締役会長（欠員又は事故があるときは、代表取締役社長）及び当社から独立した立場にある社外取締役全員で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会において、予め報酬制度及び内容について、取締役会からの諮問を受け、審議・決議し、答申したうえで、取締役会において、報酬配分を代表取締役社長嶋田泰夫に委任する旨を決議しております。その権限を委任した理由は、各取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の職責の評価を行うには、代表取締役会長に欠員が生じている状況において取締役会の活動を最も把握している代表取締役社長が適任であるからであります。

(4) 当事業年度における取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬	非金銭報酬 (株式報酬)	
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	229 (44)	143 (44)	86 (-)	10 (4)
取締役 (監査等委員である取締役) (うち社外取締役)	43 (24)	43 (24)	- (-)	3 (2)
計 (うち社外役員)	272 (68)	186 (68)	86 (-)	13 (6)

- (注) 1. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬等の額は9百万円であります。
2. 業績連動報酬及び非金銭報酬として、代表取締役を対象として業績連動型株式報酬を付与しております。業績連動型株式報酬の内容及び算定方法並びに業績連動型株式報酬に係る指標の内容及び選定理由に関しては、上記(1)記載の決定方針のとおりであります。業績連動型株式報酬に係る指標の実績について、2025年4月から6月までの報酬に係る業績指標(2024年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」)は67,386百万円であり、2025年7月から2026年3月までの報酬に係る業績指標(2025年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」)は78,538百万円であります。

本事業報告中、百万円単位の記載金額は百万円未満を、千株単位の記載株数は千株未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	187期 (ご参考) 2025年3月31日現在	188期 (当期) 2026年3月31日現在	科目	187期 (ご参考) 2025年3月31日現在	188期 (当期) 2026年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	618,119	756,658	流動負債	536,001	592,732
現金及び預金	61,052	72,276	支払手形及び買掛金	48,458	49,639
受取手形及び売掛金	102,271	131,139	未払費用	25,445	24,774
販売土地及び建物	368,708	471,402	短期借入金	169,367	227,317
商品及び製品	3,915	3,435	1年内償還予定の社債	30,000	10,000
仕掛品	3,557	4,439	リース債務	4,031	3,362
原材料及び貯蔵品	6,553	6,660	未払法人税等	20,328	19,029
その他	72,948	68,278	賞与引当金	5,938	6,315
貸倒引当金	△888	△974	その他	232,430	252,292
固定資産	2,665,334	2,786,931	固定負債	1,614,992	1,749,511
有形固定資産	2,068,883	2,086,931	長期借入金	774,025	879,747
建物及び構築物	664,350	661,400	社債	295,000	305,000
機械装置及び運搬具	67,512	77,914	リース債務	10,351	9,131
土地	1,031,604	1,025,123	繰延税金負債	184,122	185,178
建設仮勘定	274,564	292,964	再評価に係る繰延税金負債	5,267	5,267
その他	30,851	29,528	退職給付に係る負債	57,677	54,666
無形固定資産	43,223	46,300	長期前受工事負担金	140,178	149,221
投資その他の資産	553,227	653,699	その他	148,369	161,299
投資有価証券	456,686	546,193	負債合計	2,150,993	2,342,243
繰延税金資産	6,388	6,443	純資産の部		
退職給付に係る資産	27,451	39,317	株主資本	975,572	1,028,747
その他	62,876	64,986	資本金	99,474	99,474
貸倒引当金	△175	△3,241	資本剰余金	147,056	147,113
			利益剰余金	782,720	835,619
			自己株式	△53,678	△53,460
			その他の包括利益累計額	60,319	75,201
			その他有価証券評価差額金	34,505	36,518
			繰延ヘッジ損益	△259	371
			土地再評価差額金	5,373	5,586
			為替換算調整勘定	11,391	14,480
			退職給付に係る調整累計額	9,308	18,243
			非支配株主持分	96,568	97,396
			純資産合計	1,132,460	1,201,345
資産合計	3,283,453	3,543,589	負債純資産合計	3,283,453	3,543,589

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	187期 (ご参考)		188期 (当期)	
	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)		(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	
営業収益		1,106,854		1,203,506
営業費				
運輸業等営業費及び売上原価	962,406		1,036,802	
販売費及び一般管理費	33,568	995,975	39,567	1,076,370
営業利益		110,879		127,136
営業外収益				
受取利息	1,179		1,202	
受取配当金	1,009		1,519	
持分法による投資利益	15,451		16,298	
雑収入	2,078	19,719	4,000	23,021
営業外費用				
支払利息	12,065		15,770	
貸倒引当金繰入額	38		3,099	
雑支出	7,252	19,356	6,739	25,609
経常利益		111,242		124,548
特別利益				
工事負担金等受入額	3,984		2,014	
固定資産売却益	280		2,082	
投資有価証券売却益	30		7,743	
その他	1,657	5,953	521	12,362
特別損失				
固定資産圧縮損	4,032		2,649	
減損損失	3,399		7,308	
固定資産撤去損失引当金繰入額	1,992		8,145	
その他	4,975	14,399	3,887	21,992
税金等調整前当期純利益		102,795		114,919
法人税、住民税及び事業税	31,568		34,228	
法人税等調整額	2,367	33,935	△2,777	31,451
当期純利益		68,859		83,467
非支配株主に帰属する当期純利益		1,473		4,929
親会社株主に帰属する当期純利益		67,386		78,538

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	187期 (ご参考) 2025年3月31日現在	188期 (当期) 2026年3月31日現在	科目	187期 (ご参考) 2025年3月31日現在	188期 (当期) 2026年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	181,982	181,409	流動負債	175,278	153,321
現金及び預金	431	474	短期借入金	141,843	137,364
未収入金	7,247	10,765	1年内償還予定の社債	30,000	10,000
未収収益	1,076	1,457	未払金	1,106	1,556
未収消費税等	—	130	未払費用	1,767	2,623
短期貸付金	171,579	167,583	未払消費税等	18	—
前払費用	125	235	未払法人税等	311	1,572
その他	1,520	762	預り金	218	197
固定資産	1,530,124	1,619,582	前受収益	4	3
有形固定資産	242	226	その他	7	2
建物	2	4	固定負債	926,267	1,015,750
工具、器具及び備品	73	56	社債	295,000	305,000
建設仮勘定	167	165	長期借入金	618,618	699,617
無形固定資産	3,469	5,098	繰延税金負債	3,301	2,202
商標権	2	1	役員株式給付引当金	353	397
ソフトウェア	1,506	1,731	退職給付引当金	7,000	6,650
ソフトウェア仮勘定	1,604	3,085	その他	1,993	1,882
その他	356	279	負債合計	1,101,545	1,169,071
投資その他の資産	1,526,412	1,614,257	純資産の部		
投資有価証券	22,795	18,948	株主資本	599,640	623,297
関係会社株式	588,196	588,251	資本金	99,474	99,474
その他の関係会社有価証券	1,322	1,854	資本剰余金	149,258	149,258
長期貸付金	913,618	1,004,617	資本準備金	149,258	149,258
長期前払費用	110	86	利益剰余金	403,011	426,373
前払年金費用	347	482	利益準備金	280	280
その他	21	16	その他利益剰余金	402,731	426,093
			繰越利益剰余金	402,731	426,093
			自己株式	△52,103	△51,809
			評価・換算差額等	10,920	8,623
			その他有価証券評価差額金	10,920	8,623
資産合計	1,712,107	1,800,992	純資産合計	610,561	631,921
			負債純資産合計	1,712,107	1,800,992

損益計算書

(単位：百万円)

科目	187期 (ご参考)		188期 (当期)	
	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)		(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	
営業収益				
関係会社受取配当金	46,390		41,995	
関係会社受入手数料	6,418		6,802	
その他	350	53,159	278	49,075
営業費				
一般管理費		10,196		11,957
営業利益		42,963		37,117
営業外収益				
受取利息及び配当金	11,834		15,368	
その他	1,661	13,496	1,471	16,839
営業外費用				
支払利息	7,872		11,023	
その他	1,207	9,080	1,353	12,376
経常利益		47,379		41,580
特別利益				
投資有価証券売却益	—		8,809	
関係会社株式売却益	7,720	7,720	—	8,809
税引前当期純利益		55,099		50,390
法人税、住民税及び事業税	964		2,136	
法人税等調整額	△91	873	△228	1,907
当期純利益		54,226		48,482

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

阪急阪神ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千田 健悟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉 一史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古澤 達也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪急阪神ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪急阪神ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

阪急阪神ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千田 健悟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉 一史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古澤 達也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪急阪神ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第188期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第188期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

阪急阪神ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 橋本 一 範

監査等委員 小見山 道 有

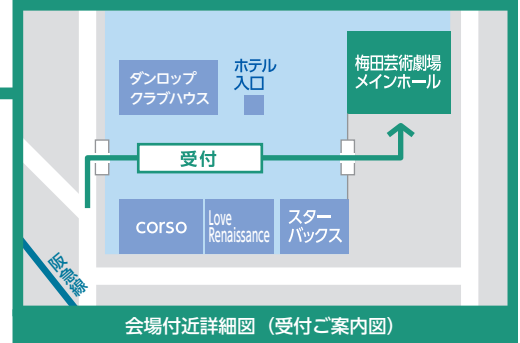
監査等委員 高橋 裕 子

(注) 監査等委員 小見山道有及び高橋裕子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。



株主総会会場ご案内図

会場 梅田芸術劇場 メインホール 大阪市北区茶屋町19番1号



※会場には駐車場・駐輪場がございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。
※受付開始時刻は、午前9時を予定しております。

株主総会当日の録画映像を、株主総会後の6月末から7月31日まで、当社ウェブサイトにてご視聴いただけます。

- ※ご注意事項
 - 録画映像では、質疑応答部分は含みません。
 - ご視聴に際して発生するインターネット接続料金・通信料金等は、株主様のご負担となります。

URL <https://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/stock/meetings.html>



阪急阪神ホールディングス株式会社

〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目16番1号 電話 06 (6373) 5100



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



この印刷物は、大豆油インキを含有した植物油インキとFSC® 認証材及び管理原材料から作られています。